

知らなかったでは済まされない

働き方改革関連法セミナー

～働き方改革関連法のポイント・実務について解説！！～

2018年6月29日に働き方改革関連法が参院本会議で可決成立しました。労働基準法を中心に、労働安全衛生法、パート有期労働法、労働者派遣法など、8つの法律にまたがる幅の広い法改正であり、労働法制に関しては70年ぶりの大改正ともいわれています。大企業のみならず、中小企業、小規模事業者、従業員を雇用する全事業所が対象となり、企業として法を順守する必要があります。そこで本セミナーでは、働き方改革関連法の内容や、企業における取組方について、事例を交えながら説明します。

2019年4月から
順次施行開始！

① 「働き方改革関連法」とは

残業時間の上限規制、勤務間インターバル制度、年間5日の有給休暇の義務化、労働時間の状況の客観的把握の義務化、月60時間超の残業の割増賃金率引き上げ等、法改正の内容を説明します。

② 「働き方改革関連法」の取組み方について

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準等、事例を交えながら説明します。

開催日時

平成31年 3月 6日(水)

セミナー: 13:30～15:00

個別相談会: 15:00～16:00

※個別相談会の相談時間15分まで。
事前申込の上、先着順で承ります。

講師

北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター相談員
アンビシャス総合法律事務所 弁護士・特定社会保険労務士

澤井 利之 氏

特定社会保険労務士として20年近く業務に携わり、現在、アンビシャス総合法律事務所の弁護士として活動しています。労務紛争解決・人事労務管理・労働問題を得意とし、セミナー講師としても数多く開催しています。

開催要綱

■会場 / ホテルサンプラザ(岩見沢市4条東1丁目)

■受講料 / 無料

■対象 / 企業経営者、管理職 等

■定員 / 50名(定員になり次第締め切ります)

■問合せ先 / 岩見沢商工会議所 指導金融課

(岩見沢市1条西1丁目 電話:0126-22-3445)

当日は無料
相談会も開催！

主催:岩見沢商工会議所 岩見沢地方中小企業相談所 / 後援:公益社団法人 岩見沢地方法人会

■働き方改革関連法セミナー申込書

FAX送信先: 0126-22-3441

事業所名: _____

TEL: _____

所在地: _____

FAX: _____

参加者(役職・氏名)

無料個別相談会について

(ご希望の方は口に✓を入れて下さい)

「働き方改革関連法」に関する
相談を申し込む

お申込みいただいた皆様の情報は、当所の事業の詳細案内や事業の遂行など、当会活動のためにのみ利用させていただきます。